

最高檢察署審核檢察機關刑事補償案件收結情形

單位：件

年 月 別	新 收 件 數	終 結 件 數					
		總 計	聲 請 覆 審	存 查			原 駁 決 定 為 回
				原 為 (含 部 分 補 償) 決 補 分 定 償)	補 償 原 因		
					符 補 第 合 償 第 刑 1 事 法 款	符 補 第 合 償 第 刑 2 事 法 款	
110年	42	42	-	3	3	-	39
111年	29	29	-	2	2	-	27
112年	20	20	-	-	-	-	20
113年	28	28	-	-	-	-	28
4月	2	2	-	-	-	-	2
5月	2	2	-	-	-	-	2
6月	1	1	-	-	-	-	1
7月	1	1	-	-	-	-	1
8月	5	5	-	-	-	-	5
9月	3	3	-	-	-	-	3
10月	-	-	-	-	-	-	-
11月	7	7	-	-	-	-	7
12月	-	-	-	-	-	-	-
114年1-3月	6	6	-	1	1	-	5
1月	1	1	-	-	-	-	1
2月	2	2	-	-	-	-	2
3月	3	3	-	1	1	-	2

說明：刑事補償法第1條第1款係指依刑事訴訟法、軍事審判法或少年事件處理法受理之案件，具有因行為不罰或犯罪嫌疑不足而經不起訴處分或撤回起訴、受駁回起訴裁定或無罪之判決確定前，曾受羈押、鑑定留置或收容」者，受害人得依本法請求國家補償；第2條第1款指依前條法律受理之案件，有「因行為不罰或犯罪嫌疑不足以外之事由而經不起訴處分或撤回起訴前，曾受羈押、鑑定留置或收容，如有證據足認為無該事由即應認行為不罰或犯罪嫌疑不足。」者，受害人亦得依本法請求國家補償。